

(18) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成24年5月31日

鳥取県知事 平井伸治

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例（平成19年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別徴収金の徴収) 第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に 限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地に	(特別徴収金の徴収) 第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に 限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地に

つき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

(1) 当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8に規定する用途（政令附則第7項に規定する場合にあっては、同項に定める用途）を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合

(2) 略

2及び3 略

つき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

(1) 当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8に規定する用途（政令附則第9項に規定する場合にあっては、同項に定める用途）を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合

(2) 略

2及び3 略

この条例は、公布の日から施行する。